

中華人民共和國權利侵害責任法¹

目次

- 第1章 一般規定
- 第2章 責任構成及び責任方式
- 第3章 責任を負わない場合及び責任が減輕される場合
- 第4章 責任主体に関する特殊規定
- 第5章 製造物責任
- 第6章 機動車交通事故責任
- 第7章 医療損害責任
- 第8章 環境汚染責任
- 第9章 高度危険責任
- 第10章 飼育動物損害責任
- 第11章 工作物損害責任
- 第12章 付則

¹ 翻訳：JICA長期専門家・日本国弁護士 住田尚之

第1章 一般規定

第1条 民事主体の適法な権益を保護し、権利侵害責任を明確にし、権利侵害行為を予防し、かつ、制裁し、社会の和諧・安定を促進するために、本法を制定する。

第2条 民事権益を侵害したときは、本法に従い権利侵害責任を負わなければならない。

2 本法にいう民事権益には、生命権、健康権、姓名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、監護権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標権、発見権、株主権、相続権等の人身、財産権益が含まれる。

第3条 被権利侵害者は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第4条 権利侵害者が同一の行為により行政責任又は刑事責任を負わなければならない場合であっても、法により権利侵害責任を負うことに影響しない。

2 同一の行為により権利侵害責任、行政責任、刑事責任を負わなければならない場合に、権利侵害者の財産が支払に不足するときは、まず権利侵害責任を負う。

第5条 その他の法律が権利侵害責任について別途特別規定を置く場合には、その規定による。

第2章 責任構成及び責任方式

第6条 行為者が故意・過失²により他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

2 法律の規定に基づき行為者に故意・過失があることが推定される場合に、行為者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第7条 行為者が他人の民事権益を侵害した場合に、行為者の故意・過失の有無を問わず

² 訳注：原文で用いられている「過錯」という言葉は、「法律上及び道徳上非難されるべき行為を行うにあたり行為者を支配する故意又は過失の状態を言う」（王利明「侵權行為法」（法律出版社）69頁）、あるいは「加害者の一種の帰責可能な心理状態をいい、故意及び過失の二種類の形式により表現される」（張新宝「侵權行為法」（浙江大学出版社）52頁）と解説されるように、過失のみならず故意がある場合をも包摂する用語であると理解されているため、本訳においては「故意・過失」と訳すこととする。なお、第72条、第73条、第78条は原文が「過失」となっているのでそのまま「過失」と訳している。

法律が権利侵害責任を負わなければならないと定めるときは、その規定による。

第 8 条 二人以上が共同して権利侵害行為を行い、他人に損害を生じさせた場合には、連帯責任を負わなければならない。

第 9 条 他人を教唆し、又は幫助して権利侵害行為を行った場合には、行為者と連帯責任を負わなければならない。

2、民事行為無能力者、制限民事行為能力者を教唆、幫助して権利侵害行為を行わせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人が監護責任を尽くしていなかった場合には、相応の責任を負わなければならない。

第 10 条 二人以上が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす行為を行い、そのうち一人又は数人の行為が他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者が特定できるときは、権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者を特定することができないときは、行為者は連帯責任を負う。

第 11 条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を行い同一の損害を生じさせ、各人の権利侵害行為がいずれも全ての損害を生じさせるに足る場合には、行為者は連帯責任を負う。

第 12 条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を行い同一の損害を生じさせ、責任の大小を確定することができる場合には、各自が相応の責任を負う。責任の大小を確定することが難しい場合には、平均して賠償責任を負う。

第 13 条 法律が連帯責任を負うと定める場合には、被権利侵害者は、一部又は全部の連帯責任者に責任を負うよう請求する権利を有する。

第 14 条 連帯責任者は、各自の責任の大小に基づいて相応の賠償金額を確定する。責任の大小を確定することが難しい場合には、平均して賠償責任を負う。

2 自己の賠償金額を超過して支払った連帯責任者は、その他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

第 15 条 権利侵害責任を負う方式には、主に以下のものがある。

- (1) 侵害の停止
- (2) 妨害の排除
- (3) 危険の除去

- (4) 財産の返還
- (5) 原状の回復
- (6) 損害の賠償
- (7) 謝罪
- (8) 影響の除去、名誉の回復

2 以上の権利侵害責任を負う方式は、単独で適用することができ、合わせて適用することもできる。

第 16 条 他人を侵害して人身損害を生じさせた場合には、医療費、看護費、交通費等の治療及びリハビリのために支出する合理的な費用並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない。後遺症が生じた場合には、更に後遺症生活補助具費用及び後遺症賠償金を賠償しなければならない。死亡させた場合には、更に葬式費用及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第 17 条 同一の権利侵害行為により多くの人を死亡させた場合には、同一金額をもって死亡賠償金を確定することができる。

第 18 条 被権利侵害者が死亡した場合には、その近親族は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。被権利侵害者が団体であり、当該団体が分割又は合併した場合には、権利を承継した団体は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

2 被権利侵害者が死亡した場合には、被権利侵害者の医療費、葬式費等の合理的費用を支払った者は、権利侵害者に対し、費用を賠償するよう請求する権利を有する。ただし、権利侵害者が当該費用を既に支払った場合を除く。

第 19 条 他人の財産を侵害した場合には、財産の損害は、損害が生じた時の市場価格又はその他の方式に従って計算する。

第 20 条 他人の人身権益を侵害して財産損害を生じさせた場合には、被権利侵害者がこれにより受けた損害に従って賠償する。被権利侵害者の損害を確定することが難しく、権利侵害者がこれにより利益を得ている場合には、その得た利益に従って賠償する。権利侵害者がこれにより得た利益を確定することが難しく、被権利侵害者及び権利侵害者において賠償金額についての協議が整わず、人民法院に訴えを提起した場合には、人民法院が実際の状況に基づき賠償金額を確定する。

第 21 条 権利侵害行為が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす場合には、被権利侵害者

は、権利侵害者に対して、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求することができる。

第 22 条 他人の人身権益を侵害し、他人に重大な精神的損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求することができる。

第 23 条 他人の民事権益が侵害されるのを防止、制止するために自己が損害を被った場合には、権利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負うことができない場合に、被権利侵害者が補償を請求したときは、受益者が適当な補償を与えなければならない。

第 24 条 被害者及び行為者が損害の発生についていずれも故意・過失がない場合には、実際の状況に基づき、双方に損害を分担させることができる。

第 25 条 損害が発生した後に、当事者は、賠償費用の支払方法を協議することができる。協議が一致しない場合は、賠償費用は一度に支払わなければならない。一度の支払が確かに困難である場合には、分割で支払うことができるが、相応の担保を提供しなければならない。

第 3 章 責任を負わない場合及び責任が減輕される場合

第 26 条 被権利侵害者にも損害の発生について故意・過失がある場合には、権利侵害者の責任を減輕することができる。

第 27 条 損害が被害者の故意により生じたものである場合には、行為者は、責任を負わない。

第 28 条 損害が第三者により生じた場合には、第三者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 29 条 不可抗力により他人に損害が生じた場合には、責任を負わない。法律に別途規定がある場合には、その規定に従う。

第 30 条 正当防衛により損害を生じさせた場合には、責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害を生じさせた場合には、正当防衛者は適当な責任を負わなければならない。

第 31 条 緊急避難により損害を生じさせた場合には、危険な状況を生じさせた者が責任を負う。危険が自然の原因により生じた場合には、緊急避難者は責任を負わないか、又は適当な補償を行う。緊急避難によりとった措置が不当又は必要な限度を超え、あるべきでない損害を生じさせた場合には、緊急避難者は、適当な責任を負わなければならない。

第 4 章 責任主体に関する特殊規定

第 32 条 民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くした場合には、その権利侵害責任を減輕することができる。

2 財産を有する民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、本人の財産から賠償費用を支払う。不足する部分は、監護人が賠償する。

第 33 条 完全民事行為能力者が自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせ、これについて故意・過失がある場合には、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づき、被害者に対して適当な補償をする。

2 完全民事行為能力者が飲酒、麻酔薬品又は精神薬品の乱用により自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 34 条 雇用単位の従業員が業務上の任務の執行により他人に損害を生じさせた場合には、雇用単位が権利侵害責任を負う。

2 労務派遣期間において、派遣された従業員が業務上の任務の執行により他人に損害を生じさせた場合には、労務派遣を受け入れた用工単位が権利侵害責任を負う。労務派遣単位に故意・過失がある場合には、相応の補充責任を負う。

第 35 条 個人の間で労務関係を形成し、労務を提供する側が労務により他人に損害を生じさせた場合には、労務を受け入れた側が権利侵害責任を負う。労務を提供する側が労務により自ら損害を受けた場合には、双方各自の故意・過失に基づいて相応の責任を負う。

第 36 条 ネットワーク利用者、ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

2 ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用して権利侵害行為を行った場合には、被権利侵害者は、ネットワークサービス提供者に対して、削除、遮蔽、接続の切断等

の必要な措置をとるよう通知する権利を有する。ネットワークサービス提供者が通知を受けた後、遅滞なく必要な措置をとらなかった場合には、損害が拡大した部分について当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

3 ネットワークサービス提供者が、ネットワーク利用者が当該ネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知っていながら必要な措置をとらなかった場合には、当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

第 37 条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、娯楽施設等の公共の場所の管理者又は大衆的活動の組織者が安全保障義務を尽くさず、他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により他人に損害が生じた場合には、第三者が権利侵害責任を負う。管理者又は組織者が安全保障義務を尽くしていなかった場合には、相応の補充責任を負う。

第 38 条 民事行為無能力者が幼稚園、学校その他の教育機関での学習、生活期間において人身損害を被った場合には、幼稚園、学校その他の教育機関が責任を負わなければならない。ただし、教育、管理の職責を尽くしたことを証明できる場合は、責任を負わない。

第 39 条 制限民事行為能力者が学校その他の教育機関での学習、生活期間において人身損害を被った場合に、学校その他の教育機関が教育、管理の職責を尽くしていなかったときは、責任を負わなければならない。

第 40 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が幼稚園、学校その他の教育機関での学習、生活期間において、幼稚園、学校その他の教育機関以外の者による人身損害を被った場合には、権利侵害者が権利侵害責任を負う。幼稚園、学校その他の教育機関が管理の職責を尽くしていなかった場合には、相応の補充責任を負う。

第 5 章 製造物責任

第 41 条 製品に欠陥があったことにより他人に損害を生じさせた場合には、生産者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 42 条 販売者の故意・過失により製品に欠陥を生じさせ、他人に損害を生じさせた場合には、販売者は、権利侵害責任を負わなければならない。

2 販売者が欠陥製品の生産者を明示することができず、欠陥製品の供給者を明示することもできない場合には、販売者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 43 条 製品に欠陥があったことにより損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。

2 製品の欠陥が生産者によって生じた場合には、販売者は賠償した後で生産者に対して求償する権利を有する。

3 販売者の故意・過失によって製品に欠陥が生じた場合には、生産者は賠償した後で販売者に対して求償する権利を有する。

第 44 条 運送業者、倉庫業者等の第三者の故意・過失によって製品に欠陥が生じ、他人に損害を生じさせた場合には、製品の生産者、販売者は、賠償した後で第三者に対して求償する権利を有する。

第 45 条 製品の欠陥が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす場合には、被権利侵害者は、生産者、販売者に対して、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を請求する権利を有する。

第 46 条 製品が流通した後に欠陥があることが発見された場合には、生産者、販売者は、遅滞なく警告、リコール等の救済措置をとらなければならない。遅滞なく救済措置をとらず、又は救済措置が不十分で損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 47 条 製品に欠陥があることを明らかに知っていながらなお生産、販売し、他人の死亡又は健康への重大な損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第 6 章 機動車³交通事故責任

第 48 条 機動車が交通事故を起こし、損害を生じさせた場合には、道路交通安全法の関連規定に従い賠償責任を負う。

第 49 条 賃貸借、使用貸借等により、機動車の所有者と使用者とが同一人物でない場合に、交通事故が発生し、それが当該機動車側の責任であるときは、保険会社が機動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、不足する部分については、機動車の使用者が賠償責任

³ 訳注：機動車とは、中華人民共和国道路交通安全法上、「動力装置をもって駆動し、又は牽引し、道路において走行し人員の乗用に供し、又は物品の運送に用い、及び工事専門作業を行う車輪付車両」と定義されており（同法第 119 条 3 号）、乗用自動車、トラック等のほかクレーン車等の工事用の車両を含む。

を負う。機動車の所有者も損害の発生について故意・過失がある場合には、相応の賠償責任を負う。

第 50 条 当事者の間で既に売買等の方法で機動車の譲渡及び引渡しが行われたが、所有権の移転登記を行っていない場合に、交通事故が発生し、それが当該機動車側の責任であるときは、保険会社が機動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、不足する部分については、譲受人が賠償責任を負う。

第 51 条 部品を寄せ集めて組み立てた機動車⁴又は既に廃棄基準に達した機動車を売買等の方法で譲渡し、交通事故を起こして損害を生じさせた場合には、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。

第 52 条 窃盗、強取又は強奪された機動車が交通事故を起こして損害を生じさせた場合には、窃盗者、強取者又は強奪者が賠償責任を負う。保険会社が機動車強制保険の責任限度額の範囲で救助費用を立て替えた場合には、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

第 53 条 機動車の運転者が交通事故発生後に逃亡した場合において、当該機動車が強制保険に加入しているときは保険会社が機動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、機動車が不明なとき又は当該機動車が強制保険に加入していないときであって、被権利侵害者の人身の傷亡に関する救助、葬式等の費用を支払う必要があるときは道路交通事故社会救助基金がこれを立て替える。道路交通事故社会救助基金が立替払いを行った後、その管理機構は、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

第 7 章 医療損害責任

第 54 条 患者が診療活動中に損害を被り、医療機関及びその医務者に故意・過失がある場合には、医療機関が賠償責任を負う。

第 55 条 医務者は、診療活動において、患者に対して、病状及び医療措置を説明しなければならない。手術、特殊な検査、特殊な治療を実施する必要がある場合には、医務者は、遅滞なく患者に対して医療リスク、代替医療方法等の状況を説明し、かつ、その書面によ

⁴ 訳注：部品を寄せ集めて組み立てた（原文「拼装」）機動車とは、具体的には「廃車のエンジン、ステアリング、変速器、サスペンション、シャーシー（五大パーツ）及びその他の部品で組み立てられた機動車」をいう（「廃車回収管理弁法」（2001年6月16日発布、施行）2条2項）。「中華人民共和国道路交通安全法」等の規定で明確に製造・販売が禁止されている（同法16条1号、100条1項、103条4項）。

る同意を取得しなければならず、患者に対して説明するのが適切でない場合には、患者の近親族に対して説明し、かつ、その書面による同意を取得しなければならない。

2 医務者が前項の義務を尽くさず、患者に損害を生じさせた場合には、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第 56 条 生命の危機に瀕している患者に応急手当をする等の緊急の状況により、患者又はその近親族の意見を聴取することができない場合には、医療機関の責任者又は授權された責任者の承認を経て、ただちに相応の医療措置を実施することができる。

第 57 条 医務者が診療活動において当時の医療水準に相応する診療義務を尽くさず、患者に損害を生じさせた場合には、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第 58 条 患者に損害が生じ、それが次に掲げる状況の一つによる場合には、医療機関に故意・過失があるものと推定する。

- (1) 法律、行政法規、規章その他の診療規範に関する規定に違反したとき
- (2) 紛争に関する病歴資料を隠匿し、又は提供を拒絶したとき
- (3) 病歴資料を偽造し、改竄し、又は廃棄したとき

第 59 条 薬品、消毒薬剤、医療器具の欠陥、又は不合格の血液を輸血したことにより患者に損害を生じさせた場合には、患者は、生産者又は血液の提供機関に賠償を請求することができ、医療機関に賠償を請求することもできる。患者が医療機関に賠償を請求した場合には、医療機関は賠償をした後に、責任を有する生産者又は血液の提供機関に対して求償する権利を有する。

第 60 条 患者に損害が生じ、それが次に掲げる状況の一つによる場合には、医療機関は賠償責任を負わない。

- (一) 医療機関が診療規範に適合する診療を行うのに患者又は近親者が協力しなかったとき。
- (二) 医務者が生命の危機に瀕している患者の救助等の緊急の状況において合理的な診療義務を尽くしたとき。
- (三) 当時の医療水準の限界により診療できなかったとき。

2 前項第 1 号の場合において、医療機関及びその医務者にも故意・過失があるときは、相応の賠償責任を負わなければならない。

第 61 条 医療機関及びその医務者は、規定に従い、入院日誌、カルテ、検査報告、手術及び麻酔記録、病理資料、看護記録、医療費用等の病歴資料を記入し、かつ、適切に保管し

なければならない。

2 患者が前項の定める病歴資料の閲覧、複写を求めた場合には、医療機関はこれを提供しなければならない。

第 62 条 医療機関及びその医務者は、患者のプライバシーを守らなければならない。患者のプライバシーを漏洩し、又は患者の同意を経ずにその病歴資料を公開して患者に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 63 条 医療機関及びその医務者は、診療規範に違反して不必要な検査を行ってはならない。

第 64 条 医療機関及びその医務者の適法な権益は、法律の保護を受ける。医療秩序を攪乱し、医務者の業務、生活を妨害する者は、法により、法律責任を負わなければならない。

第 8 章 環境汚染責任

第 65 条 環境を汚染したことにより損害を生じさせた場合には、汚染者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 66 条 環境を汚染したことにより生じた紛争においては、汚染者は、法律の規定する責任を負わない場合又は責任が軽減される場合に該当すること及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて挙証責任を負う。

第 67 条 二人以上の汚染者が環境を汚染した場合には、汚染者が負う責任の大小は、汚染物の種類、排出量等の要素に基づき確定する。

第 68 条 第三者の故意・過失による環境汚染が損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、汚染物排出者に対して賠償を請求することができ、第三者に対して賠償を請求することもできる。汚染者は、賠償した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第 9 章 高度危険責任

第 69 条 高度危険業務に従事して他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 70 条 民用核施設で核事故が発生し、他人に損害を生じさせた場合には、民用核施設の

経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が戦争等の状況又は被害者の故意により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 71 条 民用航空機が他人に損害を生じさせた場合には、民用航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 72 条 易燃、易爆、劇毒、放射性等の高度危険物を占有又は使用して他人に損害を生じさせた場合には、占有者又は使用者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合には、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第 73 条 高空、高圧、地下掘削活動に従事し、又は高速鉄道交通機関を使用して他人に損害を生じさせた場合には、経営者は権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について過失がある場合には、経営者の責任を軽減することができる。

第 74 条 高度危険物を遺失し、又は遺棄して他人に損害を生じさせた場合には、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に引き渡して管理させていた場合には、管理者が権利侵害責任を負う。所有者に故意・過失がある場合には、管理者と連帯責任を負う。

第 75 条 高度危険物を不法に占有して他人に損害を生じさせた場合には、不法占有者が権利侵害責任を負う。所有者、管理者が他人の不法占有を防止するために高度の注意義務を尽くしたことを証明できない場合には、不法占有者と連帯責任を負う。

第 76 条 許可を経ずに高度危険活動区域又は高度危険物保管区域に侵入して損害を被った場合に、管理者が既に安全措置を講じ、かつ、警告義務を尽くしたときは、その責任を減輕し、又は責任を負わないこととすることができる。

第 77 条 高度危険責任の負担について、法律が賠償限度額を定める場合には、その規定による。

第 10 章 飼育動物損害責任

第 78 条 飼育する動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被権利侵害者の故意又は重大な過失により生じたことを証明することができる場合には、責任を負わず、又は責任を減輕することができる。

第 79 条 管理規定に違反し、動物に対して安全措置を講ぜず他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者又は管理者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 80 条 飼育が禁止されている気性が激しい犬等の危険動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 81 条 動物園の動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物園は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、管理職責を尽くしたことを証明することができる場合には、責任を負わない。

第 82 条 遺棄され又は逃走した動物が、遺棄され又は逃走した期間に他人に損害を生じさせた場合には、動物の元の飼い主又は管理人が権利侵害責任を負う。

第 83 条 第三者の故意・過失により、動物をして他人に損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、動物の飼育者又は管理者に賠償を請求することができ、第三者に賠償を請求することもできる。動物の飼育者又は管理者は、賠償した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第 84 条 動物の飼育においては、法律を順守し、社会道徳を尊重しなければならず、他人の生活を妨害してはならない。

第 11 章 工作物損害責任

第 85 条 建築物、構築物その他の施設及びそれらの設置物、懸架物が脱落し、又は墜落して他人に損害を生じさせ、所有者、管理者又は使用者が自己に故意・過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者又は使用者が賠償した後に、その他の責任者がいた場合には、その他の責任者に対して求償する権利を有する。

第 86 条 建築物、構築物その他の施設が倒壊し、他人に損害を生じさせた場合には、建設

単位及び施工単位が連帯責任を負う。建設単位、施工単位が賠償した後に、その他の責任者がいた場合には、その他の責任者に対して求償する権利を有する。

2 その他の責任者の原因により、建築物、構築物その他の施設が倒壊して他人に損害を生じさせた場合には、その他の責任者が権利侵害責任を負う。

第 87 条 建築物の中から物品を放擲し、又は建築物の上から物品を墜落させて他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者を特定することが困難であるときは、自己が権利侵害者でないことを証明できる場合を除き、加害可能な建築物の使用人が補償を行う。

第 88 条 積上物が倒れて他人に損害を生じさせた場合に、積み上げた者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 89 条 公共の道路上に通行を妨害する物品を積み上げ、倒し、又はばら撒いて他人に損害を生じさせた場合には、関連する団体又は個人は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 90 条 林木の切断により他人に損害を生じさせ、林木の所有者又は管理者が自己に故意・過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 91 条 公共の場所又は道路上に穴を掘り、修繕し、又は地下施設等を据え付けたものの、明確な標示を設置せず、安全措置をとらずに他人に損害を生じさせた場合には、施工者は、権利侵害責任を負わなければならない。

2 マンホール等の地下設備が他人に損害を生じさせた場合に、管理者が職責を尽くしたことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 12 章 付則

第 92 条 本法は、2010 年 7 月 1 日より施行する。